

○交通局公金等管理適正化委員会設置要綱

平成22年5月31日

制定

改正 平成28年4月1日

平成29年4月1日

平成31年4月1日

令和3年4月1日

(趣旨)

第1条 公金等の管理について、定期的に仕組みを見直すとともに、再発防止策が有効に機能しているかを定期的に評価・点検し、必要に応じて改善を求めるなど、適正・公正で透明性の高い公金等の管理の実現を図るため、交通局公金等管理適正化委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、以下のメンバーをもって組織する。

- ・ 交通局副局長
- ・ 交通局自動車部長
- ・ 交通局高速鉄道部長
- ・ 交通局経営企画課長
- ・ 交通局職員課長
- ・ 交通局営業推進課長
- ・ 交通局市自動車部バス運輸サービス課長
- ・ 交通局自動車部市バス車両課長
- ・ 交通局高速鉄道部地下鉄運輸サービス課長

2 その他、交通事業管理者が必要と認めたときは、臨時委員をおくことができる。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、副局長が行う。

3 委員長は、委員会に関する事務を掌理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるときは、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の総数の半数の者が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、臨時委員会は委員長の判断により、出席委員を限定して開催することが出来る。

(意見の聴取等)

第5条 委員会は、必要があると認めるときは、その会議に委員以外の者の出席を求めて意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第6条 委員会の庶務は経営企画課において処理する。

(施行の細目)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年5月31日から施行する。

附 則 (平成28年4月1日)

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則 (平成29年4月1日)

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則 (平成31年4月1日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月1日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。